

第 八 十 六 号 議 案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和二十六年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「なつた」を「なつた」に、「の定める上級の公務員の前で、別記様式」を「に別記様式」に、「に署名して」を「を提出して」に、「行つて」を「行つて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三条中「を除く外」を「のほか」に改める。

附則第二項中「なつた」を「なつた」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第二条関係）
一 教育公務員以外の職員

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める
日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを
固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を
民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、
全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行する
ことを固く誓います。

年 月 日

氏 名

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める
日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを
固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務
を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、
全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行する
ことを固く誓います。

年 月 日

氏 名

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

職員の服務の宣誓に関する政令（昭和四十一年政令第十四号）の改正を踏まえ、新たに江戸川区の職員となった者が行う服務の宣誓において、任命権者の定める職員の面前における署名を不要とするともに、宣誓書の押印欄を削除するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。